

保健省通達 604/QD-BYT 「コロナ感染者に対する在宅治療に関するガイダンス」 及び
保健省通達 616/QD-BYT 「3 月 14 日付通達 604/QD-BYT の修正」 の仮訳概要

1. 14 日付通達 604

在宅治療の基準としては以下に該当する者。

(1) 無症状又は症状が軽度の場合：発熱，空咳，咽頭痛，鼻閉，倦怠感，頭痛，筋肉痛，舌の麻痺，下痢，鼻水，嗅覚及び味覚消失。

(2) 血中酸素濃度 96% 以上

(3) 呼吸正常で息切れ等の呼吸異常を認めない

2. 15 日付通達 616

(1) 通達 604 「5. 4 感染対策の実施 a」 について以下のとおり改定する。

(2) 改正前

COVID-19 感染者による隔離場所からの外出は制限する必要がある。隔離場所を出なければならない時は、マスクを着用し、他の人との距離を保つ必要がある。

(3) 改正後

COVID-19 感染者による隔離部屋からの外出は最小限に制限する必要があるが、家を出ることはできない。隔離部屋を出るときは、マスクを着用し、家の中で他の人から距離を保つ必要がある。

(引用元)

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/The-thao-Y-te/Quy-et-dinh-604-QD-BYT-2022-quan-ly-tai-nha-doi-voi-nguoi-mac-COVID19-506536.aspx>